

平成28年度第1回伊予市環境審議会

平成29年1月25日（水）

郡中地区公民館 1階 第1会議室

出席委員：中安 章・藤岡 政晴・對尾 眞也・篠崎 博志・大森 幸子・重松 安晴・
石河 泓・城戸 健・中塚 道子・長見 美保（10人）

事務局：産業建設部長 木曾 信之

環境保全課 佐々木 正孝・窪田 春樹・向井 大昌・栄口 瞬

下水道課 角田 栄治・岡市 裕二・大塚 直人

傍聴者：1人

<午後2時00分 開会>

○事務局

ただいまから、平成28年度第1回伊予市環境審議会を開催いたします。

会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の審議会には、委員全員に出席いただいておりますので、会議の成立要件を満たしておりますことを報告いたします。

また、傍聴要領に基づき市のホームページにて審議会の案内告知を行ったところ、希望者が1人おられたため、会長、副会長が決まったのちに入室いただく予定としております。

それでは、開会に当たりまして、産業建設部長の木曾より挨拶を申し上げます。

○木曾産業建設部長

本日、お集まりいただいた皆様は、それぞれの職責、地域を代表する方々でありまして、このたび委員への就任をお願いいたしましたところ、快く御承諾を賜りましたことにより、環境審議会が機能し始めますことを心から感謝申し上げます。

近年は、地球温暖化、気候変動、大気汚染などさまざまな環境問題の顕在化によって、国はもとより地域社会において環境負荷を軽減する必要性に迫られていることから、環境の保全は、私たちの生活にとって最も身近な問題であると同時に、自然との共生の観点からも重要な課題であると認識しております。

また、第2次伊予市総合計画の策定に当たって実施した市民アンケートでも、住み続けた

いと思う理由に、自然が豊かであることが２番目に選ばれ、地域を良くしていくために参加したい活動として、まちの美化、清掃活動、緑化などの活動が一番多いことから、市民の皆様の期待や関心度の高さがうかがい知れます。

そこで、総合計画では、このすばらしい環境を次世代にも引き継げるよう、市民、行政、事業者が一体となった循環型社会の構築に向けた環境づくりとして、ごみの減量化、分別意識の向上に努めることとし、潤いのある水環境づくりとして浄化槽整備事業等の実施により、さらに快適な水環境の創造を目指しているところでございます。

前任の審議会委員には、社会経済活動やライフスタイルの変化に伴ってごみの排出や水質汚濁の問題が生じる中、従来の廃棄物の適正処理中心の考えから、発生・排出抑制、再使用、再資源化に重点を置いたごみ処理と生活排水処理それぞれの10年先を見据えた基本計画案を策定していただきました。

今期の審議委員の皆様には、まず基本計画への理解を深めていただくと同時に、その後の実施計画の進捗状況を見守っていただき、社会情勢の変化に伴い見直し等が必要となれば、基本計画そのものの変更について御検討を賜りたいと考えております。

本日ははじめに、会長の選出及び副会長の選任をお願いし、本会が動き始めるわけですが、どうかこうした視点を踏まえた上で、本市の環境行政の推進にお力添えを賜りますようお願いをいたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

それでは、委員の皆様の紹介をいたします。

学識経験者として、愛媛大学大学院農学研究科教授中安章様、再任でございます。

続きまして、市長が適当と認める者として、伊予市農業委員会会長藤岡政晴様、再任でございます。

続きまして、伊予漁業協同組合組合長對尾真也様、再任でございます。

続きまして、伊予商工会議所所長篠崎博志様。

続きまして、愛媛県地球温暖化防止推進員大森幸子様、再任でございます。

続きまして、伊予市広報区長協議会本庁地区代表重松安晴様。

続きまして、中山地区広報区長会会長石河泓様。

続きまして、双海地区広報区長会会長城戸健様。

続きまして、市民公募委員枠として中塚道子様。

続きまして、市民公募委員枠として長見美保様。

<事務局紹介>

○事務局

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

初めに、議事の(1)会長選出、(2)副会長選任に関して説明させていただきます。

まず、環境審議会条例第3条第2項で、委員は学識経験者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱するとありますので、昨年7月1日付で委員の皆様に委嘱させていただいています。

第4条第2項で、会長は委員の互選によって定める。第4項で、副会長は委員のうちから会長が任命するとなっています。

そこで、議事の(1)会長選出でございますが、ただいま説明申し上げました条例第4条第2項に基づきまして、会長の選出を互選によりお願いしたいと思います。

どなたか意見はございませんか。

◎委員

初めての顔合わせですので、事務局案があれば、事務局案を提示していただきたい。

○事務局

ただいま事務局案を提示という意見がございましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

それでは、事務局案を発表させていただきます。

事務局として中安委員を推薦したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

御異議なしということで、中安委員に本会の会長をお願いしたいと思います。

では、中安会長、一言御挨拶をお願いします。

●会長

平成27年2月に開催された審議会において一般廃棄物処理基本計画を策定したと思う。こうした審議会は答申までが多いが、本会はその後計画がうまく実行できているかという確認も含めて、審議会が継続開催されている。私としてはこのような開催が望ましいと思っている。今後とも基本計画に基づき、伊予市の環境保全というものに対して、主に廃棄物等の問題と下水処理の問題について計画的な推進が行われているかを見守っていく会にしていきたい。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、議事の(2)、副会長選任でございますが、条例第4条第4項に基づき、副会長

の任命を会長にお願いしたいと思います。

●会長

前回の審議会においても、副会長を藤岡政晴様にお願いしました。伊予市、そして農業を始め様々なことにお詳しいということで、改めて藤岡様に副会長をお願いしたい。

○事務局

ただいま中安会長が藤岡委員を副会長に任命されました。

それでは、藤岡副会長、選任の御挨拶をお願いします。

◎委員

ただいま指名を受けましたので、会長の補佐役として努めてまいりたいと思います。皆さん御協力よろしくお願いします。

○事務局

さて、正副会長が決まりましたので、これからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。

●会長

それでは、早速議事の（3）説明事項から進行します。

説明事項は2つあります。まず①の伊予市環境審議会及び②の伊予市一般廃棄物処理基本計画について、事務局のほうから説明を願う。

○事務局

それでは、伊予市環境審議会について、詳細な説明をさせていただきます。

まず、資料の環境基本法と左上に書かれた資料をご覧ください。

環境基本法第44条により、環境の保全に関して基本的事項を調査・審議させる等のため、学識経験のある方を含むもので構成される審議会を置くことができると規定されております。これは諮問機関となりますが、伊予市では伊予市環境審議会を設置しているところです。

そして、廃棄物の処理に関する法律では、第6条に市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっており、概ね10年から15年の期間について一般廃棄物処理基本計画を定めることになっております。その下に位置するのが、年度毎に定める一般廃棄物処理実施計画となります。

続きまして、環境審議会条例がこの機関の設置条例となっております。

第1条で環境基本法第44条の規定に基づき審議会を置くことになっており、第2条で市長の諮問に応じて調査及び審議を行うことになっております。委員は15名以内となっておりますが、現在10人の方が委員になっていただいております。任期は2年で、昨年7月1日に委嘱いたしておりますので、平成30年6月30日までの任期となります。会議については、第5条で会長が招集し、会長がこの議長となり委員の過半数が出席しなければ会議は成立しないことになっております。

委員名簿のとおり、女性が3人で男女共同参画基本計画でうたわれている女性の割合が3割以上という目標を整えた構成となっています。

続きまして、自治基本条例が次の資料にあります、こちらは伊予市が目指す参画と協働のまちづくりを進めるためのもので、第22条に審議会の運営がうたわれており、審議会を設置する場合は、委員の全部または一部を公募により選任するよう努力義務が付されています。そして、審議会の会議録、会議については原則公開となり、それは別に定めることとなっております。

別といたしますのが、次の資料の伊予市審議会の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則になります。第4条に公募により選考される委員は10人以下にあつては2人以上とするあり、今回この会では2人を公募により選任しています。選定に当たっては男女比、年齢構成等に配慮することとなります。今回広報及びホームページで約1ヵ月間募集をしましたが、応募される方がおられませんでした。そのため第11条、応募がない場合の取り扱いとして、このたび2人の委員さんが公募枠として市長が委嘱しています。

そして、会議の公開については、第12条、審議会等の会議は、原則これを公開しなければなりません、必要があると認められるときは委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができるとなっております。

今回1人の方が、会議開催の事前公表により応募され、第14条で非公開とされた場合を除き、審議会の会議を傍聴することができるとなっておりますので、傍聴の仮承諾をし、現在ロビーでお待ちいただいております。

第16条では会議終了後速やかに会議録を作成し、会議が公表で行われた場合については、会議録をホームページに掲載する方法により公開することになっております。

そして、次の資料の傍聴要領は、平成26年の会議の中に定めております。また、傍聴の定員については、会議の状況等により会長が決定することになっており、1人であればこの会場に入れると判断し、お待ちいただいているところです。

受け付けについては、会議開始15分前から許可することが原則となっておりますが、会長が選出されるまでの間、外で待っていただいているところです。傍聴人は会場内において不用意に発言しないことについては合意していただいております。

以上で伊予市環境審議会の説明、会議の公開及び会議録の公表についての説明を終わります。

●会長

事務局から説明がありましたとおり、この環境審議会の傍聴要領に従い、会場の広さ等も問題ありませんので、入室を認めて良いかと思います。皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、②の伊予市一般廃棄物処理基本計画について、事務局から説明を願う。

○事務局

それでは、一般廃棄物処理基本計画が策定されるまでの経緯につきまして、説明させていただきます。

資料は、一般廃棄物処理基本計画の策定経過表をご覧ください。

前任の委員の皆様は平成26年7月に委嘱を受けまして、市長の諮問に答える目的をもって1回目の会議を開催しました。この回は、事務局が平成25年度に作成した一般廃棄物処理基本計画（案）の概要を説明し、委員の皆様の意見を取り入れていくための準備の会議となりました。

そして、1カ月後の8月に、2回目の環境審議会を開催し、基本計画（案）の詳細説明を行うと同時に、委員の皆様から（案）に対する意見をいただきました。

それから1カ月半後の10月に3回目の環境審議会を開催して、意見をいただき修正した基本計画（案）を確認願いました。また、その時いただいた意見をふまえ、事務局が再度、修正を行いまして、11月19日に市長の諮問に答える形で、環境審議会としての答申を会長に行っていただきました。

その基本計画（案）を市が最終的に採用するかどうかの判断を行いその後、市民の皆様から意見を聞くために1月に22日間公表し、ホームページ及び広報紙で紹介をいたしました。結果意見なく、2月2日にその（案）を基本計画として策定し、平成26年度から35年度までの10年間の計画が動き始めたわけです。

そして、基本計画のもと単年度の実施計画が必要となるため、3月に平成27年度の実施計画（案）を提示し、早速検討いただきました。平成27年4月以降については、策定した実施計画をもとに、基本計画の進捗状況を見守っていただいているのがこれまでの経過です。

策定した基本計画について、概要版を資料で用意しています。この計画は大きくごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画という2本立てになっています。

それでは、この件について、担当者から説明いたします。

ごみ処理基本計画については、ごみ排出量の推移に載せております過去8年間のごみ処理の排出量から、今後伊予市のごみの排出量がどのようになるかという予測をし、目標設定を行う内容としています。

平成17年度からのごみの排出量をグラフで表示していますが、平成17年度から20年度にかけて大きくごみの排出量が落ちております。これは、まず1つ目に平成18年10月に指定ごみ袋を導入し、廃棄物処理を有料化しました。結果、平成17年から比較して、18年、19年、20年とえんじ色の部分が、減少しました。これは家庭からごみステーションに排出されるごみの量が、有料化をすることで分別化が進み、可燃ごみが少なくなっていくものと認識しています。

そして2つ目に平成20年度に青色の部分がなくなっていますが、これは大型の家庭系収集ごみで、いわゆる粗大ごみの排出量です。ステーションに排出していた粗大ごみを2カ月に1回、はがきで申込みをしていただければ戸別に収集するサービスを実施するようにしました。グラフを見ていただくと、平成17年度から19年度に青色の部分が増加していることがわかんと思います。これは、周辺自治体で粗大ごみの戸別収集を開始した時に、伊予市がまだステーション収集であったため、市外から粗大ごみが持ち込まれたことが考えられます。そこで粗大ごみが大きく増加していることに歯止めをかけるために、周辺自治体と同様のサービスを実施し粗大ごみを戸別収集することにした結果、排出される粗大ごみが減ったということです。

このような変遷があつて、ごみの量が平成20年度から極端に減少している経緯があります。このごみ処理基本計画については、平成20年度から平成35年度の15年間でごみの量を10%減らしていこうということで、「ごみゼロへ、資源循環型の郷づくり」という目標を設定しています。

次に、ごみ処理の基本方針については、大きく4つの項目で策定しています。

まず、1つ目がごみの排出抑制、再利用・再資源化の促進です。これが、ごみの減量化で最も重要な課題であり、あらゆる機会を利用し、住民、事業者に対してごみの減量化に関する意識の啓発を行い、協力を強く働きかけるという方針になります。買い過ぎて将来廃棄物になるものが多くならないよう必要なものだけを買うことや過剰な包装を避け、エコバッグを使用してもらう働きかけを行うことにより必要以上にごみが排出されない取り組みを求めています。

2つ目に、再生品の利用促進です。これは資源化・循環型社会のシステムを構築するために、廃棄物の有効再利用と再生品の利用を積極的に推進していく方針となります。フリーマーケットなどの活用により、自分自身の利用においては廃棄物になったものでも、他の方の手に渡れば、まだ利用できるものになることやリサイクルショップに持ち込むことなど再生品の利用を推奨することによって、循環型社会を側面から支えていく意識が必要だということを示しています。

3つ目は、資源物の分別収集による減量化、再資源化の推進です。ごみの区分は現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種類とし、資源物は9品目、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、缶、瓶、プラスチック類、ペットボトルとしています。全て分別できれば良いのですが、なかなか難しいと思われます。しかし、現在も可燃ごみの中に資源物として排出されているものがあるので、それを少しでも資源物として排出されるような働きかけをすることを方針として挙げています。

最後4つ目ですが、不法投棄対策です。不法投棄をはじめ、日常生活あらゆる場面で起因する廃棄物問題は普遍の社会問題として位置づけられています。不法投棄がなくなることが理想ですが、なかなかそういうわけにはいかない現実があり、少しでも不法投棄を減らす努力とし

て環境パトロールを実施したり、特に悪質なものについては、警察とともに厳正に対処をする姿勢を見せることにより、市民のモラル向上であったり、環境維持を図っていくことができると考えています。

ごみ処理の基本方針については以上でございます。

○事務局

それでは、続きまして生活排水処理基本計画について、概要版で説明いたします。

生活排水処理基本計画では、計画の背景と目標、生活排水処理フロー、処理別人口の推移、処理別人口の予測、そして生活排水処理の基本方針について取りまとめを行っています。

最後のページになりますが、「快適水環境の郷づくり」を目標とし、具体的な数値としては、平成35年度に生活排水処理率86.6%と設定し計画を策定しています。

戻りまして、下のフロー図をご覧ください。伊予市における生活排水処理事業の種類になりますが、伊予地区での公共下水道事業、中山地区での特定環境保全公共下水道事業、伊予地区及び中山地区での農業集落排水事業、それと全地区での合併処理浄化槽整備事業があります。そのなかで現在実施しているのは、公共下水道事業と合併処理浄化槽整備事業です。

次のページに生活排水処理の基本方針として各項目が記載されており、このなかでも特に公共下水道の整備推進及び浄化槽設置整備事業の推進によって、公共用水域の水質保全に努め目標値を達成するように取り組んでいきたいと考えています。

なお、平成27年度に合併処理浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について、この環境審議会において審議し、平成27年10月13日に答申いただきました。浄化槽整備はこれまで市町村設置型整備事業と個人設置型整備事業の2種類で整備を行っていたものを、平成29年度からは個人設置型に一本化することで審議し、一部改正を行った経緯があります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

●会長

これまでの説明について、何か質問ありますか。

◎委員

浄化槽設置整備事業に関することだが、平成27年10月に決定し平成29年4月から、個人設置型に一本化するといった説明があったが、個人設置型とはどのようなものなのを教えていただきたい。

○事務局

これまで、伊予市では市町村設置型整備事業と個人設置型整備事業の2種類を行ってまいりました。まず市町村設置型整備事業についてですが、個人から市に申し込みをしていただくことにより、市で浄化槽本体を据えつけます。そして、設置した浄化槽を個人が使用することになりますので、使用料を徴収するといった事業です。個人設置型につきましては、個人が浄化槽を設置するときに、市が補助金を交付する事業です。人槽、それから新築または転換などの種

類により補助金額が決まっておりその種類等に応じた補助金を交付することになります。

◎委員

わかりました。市町村設置型整備事業において設置された浄化槽は現在までにどのぐらいあるのか。

○事務局

平成17年4月1日の合併時点では、旧中山町のみが行っていた事業でしたが、平成22年度から双海地区についても対象地域として実施し、合併後10年経過した現在においても事業が継続しております。整備基数は、300基程度です。

◎委員

ありがとうございました。

●会長

他に質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、(4)の報告事項に移ります。

報告事項につきましては2つあるため、まず、①平成29年度伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)について事務局からの説明をお願いする。

○事務局

それでは、実施計画(案)について内容を審議していただく前に、平成28年度も12月が終了して4分の3を経過しています。そこで平成28年度分のごみ及びし尿の排出量がおおむね把握できる時期となっているため、まず最初に実績等を踏まえた数量の推移に関して報告をさせていただきます。

一般廃棄物処理量の推移という資料で説明いたします。

まず、上段の表は、後ほど説明いたします実施計画(案)の別表1の一般廃棄物の種類と同じ順に、平成27年度の実績、平成28年度の見込量(今年度の実施計画の数値)、その横に平成28年度の予測量(12月末までの実績から予測した数量)、一番端に平成29年度の見込量を表記しています。

次に下段の表には燃えるごみの詳細を標記しています。収集(家庭系)とは、一般家庭から排出されるごみのうち、ごみステーション、ごみ置き場から収集される数量です。収集(事業系)については、事業活動によって排出されるごみのうち、市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が事業所より収集する数量です。持ち込み(家庭系)とは、一般家庭から排出されるごみのうち、自らが清掃センターへ持ち込んだ数量です。持ち込み(事業系)とは、事業活動によって排出されたごみのうち、事業所自らが清掃センターへ持ち込んだ数量です。

その下の公共とは、地域のボランティア活動によって生じたごみを市が収集して清掃センターへ持ち込んだ数量となっています。

それでは、記載内容について説明いたします。

まず、実施計画（案）の別表1の赤字と紫の文字で表記されている部分は、今年度の計画と来年度の計画とで大きく変更する点になります。

1つ目ですが、燃えるごみは今年度まで家庭系、事業系を区別することなく見込量を記載しておりましたが、来年度の計画より家庭系と事業系とを分けて見込量を記載することを考えています。

2つ目は紙類になりますが、今年度までは団体で収集する紙類について数量を計画に入れておりませんでした。この数量についても一般廃棄物として扱うべきと考え、来年度の紙類の見込量は市の収集分と団体収集分とします。

そして、一番下に廃食用油とありますが、これは、平成28年6月より一般家庭から排出される廃食用油を市が設置した専用ボックスで回収することを実施しています。そのため、来年度の計画に加えることとなります。

変更点については以上となります。

それでは、この変更点を踏まえた上で、平成27年度、28年度の数量の推移について説明いたします。

一般廃棄物処理量の推移という資料に戻ってください。

目標傾向という表記については先ほど一般廃棄物処理基本計画に減量化への目標を設定していると説明しましたが、それを達成するに当たって、種類別に傾向を表したものになります。矢印の青は減少傾向、赤は増加傾向です。目標についても、平成20年度をベースに35年度までに10%削減として、傾向にあるとおり、減少していくごみもあれば、増加していくごみもある中で、全体の数量を平成35年度には平成20年度と比較して10%減量するというものです。

①については、平成27年度の実績で②については、平成28年12月末までの実績をもとに予測した平成28年度1年間の予測数量を記載しています。増減率は、それらの増減をパーセントで表したものです。③については、今年度の見込量で平成28年度の実施計画に記載されている数量となります。そして、達成率の欄は、平成28年度の見込み量に対する予測量の達成率をパーセントで表したものです。数字が大きいほど達成度が高く、マイナスは未達成を意味しています。

それでは、灰色で標記している燃えるごみについて、説明いたします。

達成率を見てわかるとおり、平成27年度と28年度を比較すると、減少する予測となっています。これは、下段の表に詳細があるので、そちらをご覧ください。

増減率のところで、持ち込み（事業系）は増加傾向にありますが、その他の項目は減少傾向となっています。一番注目したいところが、収集（家庭系）になりますが、そちらの達成率が

青色で2.9%となって、平成28年度の見込量を達成する予測となっています。持ち込み（家庭系）は、見込量をオーバーする予測となっていますが、家庭系全体で見ると、達成率1.9%で青色となって、見込量の達成が予測されています。しかし、反対に事業系については、収集も持ち込みも見込量を大幅にオーバーする予測となっています。このように、家庭系と事業系とでごみの数量の動きが違っている結果もあり、燃えるごみについては、来年度の計画より事業系、家庭系と分けた形で記載するべきと考えています。

上段の表に戻って、次に燃えるごみの下に瓶類から小型家電という種類がありますが、これらについては、リサイクルが可能な種類となっています。増減率を見ていただくと増加するものもあれば減少するものもあることがわかります。

その中で、来年度の計画より追加する紙類の団体収集については市がステーションやごみ置き場から収集するものではなく、地元の組織が収集するものとなっています。皆さんのお住まいの地域でも実施されているところがあると思いますがこの数量については、年々収集する団体の数が減少している影響からか、収集量も減少していく傾向にあります。

紙類の合計についても減少していますが、考えられる原因として、現在スマートフォンやタブレットが普及し、紙媒体であった書物が電子媒体で販売されるようになったことなどで、紙類が出回らなくなったことが挙げられます。

そして、小型家電の下の燃えないその他ごみについても減少しておりますが、これについては、本市が発行・配布しているごみの分別の手引き・辞典の活用により分別の意識が高まり、適切に排出されていることが要因と予想しています。

その下の粗大ごみについてですが、平成27年度、28年度で比較すると、増減はないと予測しておりますが、目標傾向は赤の矢印で、増加が予測されています。実際に、申し込みの件数は、年々増加している状況です。

廃食用油については、先ほど説明したとおり、平成28年6月より回収を実施しているため、平成27年度についての実績がありません。資料には載せておりませんが12月末時点の実績は684キロで今年度の数量は1トンほどと予測しています。

そして、全体の数量については、平成27年度の実績と平成28年度の予測量を比較すると、減少すると予測しています。

後ほど、実施計画（案）の詳細について説明しますが、先に平成29年度の見込み量の説明をさせていただきます。一番右の緑の数字については、一般廃棄物処理基本計画に記載されている数量を見込量として標記しています。黄色の数字については、平成27年度、28年度の実績をもとに算出した見込量としています。

一つ補足しますと、見込量とはいわば目標値で、10年間で10%削減する目標を設定し、年度ごとに区切って目標値を設定していますので、それを見込量として表現しています。予測量と見込量と同じような表現になっていますが、実施計画の別表1で目標値について見込量という

表現を使っている関係で、資料もそれに合わせて見込量と表記しています。平成35年度に10%減量を目指すためには、平成28年度に見込量と書かれた数値を達成していれば、目標達成が可能な状態ということになります。

○事務局

続きまして、し尿と浄化槽汚泥の排出量の実績について説明いたします。

お手元に平成29年度一般廃棄物処理実施計画（案）でのし尿及び浄化槽汚泥の見込量についてという資料がありますので、ご覧ください。

実績としては、平成24年度から平成27年度の4年間の実績数値、それぞれし尿と浄化槽汚泥とで分けた実績となっています。平成28年度は、し尿処理施設によっては1年取りまとめた報告となっているため把握できないこともあり、計画の数量となっています。

し尿については、年々わずかながら減少しています。要因は、くみ取り世帯が公共下水道等への接続を行っていること、また合併処理浄化槽への切りかえを行っていることが考えられます。

浄化槽汚泥については、この4年間ではわずかに増減しており、一定傾向ではない状況にあります。要因としては、合併処理浄化槽への切りかえにより増加する場合や人口減少により、浄化槽使用者が減少し汚泥の排出量も減少する場合があるのではないかと考えています。

これらの状況を踏まえた上で、平成29年度の計画数値を算出して記載しています。

○事務局

それでは、平成29年度一般廃棄物処理実施計画（案）について説明いたします。昨年度に比べて変更になった点、赤字の部分を中心に説明します。

まず、1の処理計画区域は伊予市全域となります。

2の処理する一般廃棄物の種類及び処理量の見込みに変更はありませんが、(4)の処理量の見込み（別表1）で、先ほど説明したとおり、燃えるごみについては家庭系、事業系の表示を追加し、紙類については市収集、団体収集の表記を追加いたします。また、廃食用油についても追加する計画となります。

戻りまして、3の一般廃棄物の排出抑制、資源化計画（具体策：別紙）については、別紙を最後に添付しているのでご覧ください。

具体策として①広報紙にごみ分別及び減量化に関する記事を定期的に掲載するとありますが、これは今後もタイミングを見ながら記事を掲載したいと考えています。

②にごみ分別アプリを活用し、若年層への周知を図るとありますが現在、若年層向けにスマートフォン用アプリを配信しており、1月25日現在で934件の登録があります。今年の春には登録数が1,000件を超える見込みとなっています。

③には、資源ごみ回収団体の組織を育成し、紙類のさらなる資源化を図ることを目的としています。これは、全域で推進していく必要があると考え、中山地区に限定した表記を削除しま

した。

続いて、④生ごみの水切り等の身近な減量化手法を紹介し、普及を図る。これについては、広報紙やアプリ、環境教室などで普及を図っていきたいと考えています。

⑤生ごみの削減のための段ボールコンポストの普及を図る。これは平成28年7月24日にさざなみ館において、段ボールコンポストづくりの環境教室を行いましたところ、親子合わせて24人の参加がありました。平成27年度の子どもに向けた参加の呼びかけと違い、今回は親御さんに呼びかけることができたので、今後も継続して実施したいと考えています。

青字の⑥については、昨年度は廃食用油を拠点回収し、バイオディーゼル燃料として再利用を図ると計画を立てていましたが、昨年6月から各地域事務所及び各地区公民館で拠点回収を開始したので、具体策から削除しています。

赤字の⑥については、剪定枝の分別収集、再資源化についての検討を行うということでしたが、受け入れ先となる業者と協議し検討した結果、さまざまな調整が必要となるため今すぐの受け入れは難しい状況でしたので、今回具体策から外しています。

黒字の⑥事業系一般廃棄物の調査を行い、多量に排出する者に対し、減量に関する計画書の提出を求め、減量や再利用へ誘導するについてはまず、事業系ごみの把握が大事であることがわかってきたので、新年度の早い時期に、平成28年度の実績報告書の提出を求める予定です。それによって、市全体のごみの排出量を把握し、排出量の多い事業者に対して減量や再利用への働きかけを行っていくことを考えています。

最後になりますが、⑦職員による出前講座を実施し、ごみ分別の徹底を図る。これは地域と学校と各1回ずつ、1時間程度の出前講座を行うことを考えています。内容は、地域には分別方法やごみ出しの方法のおさらい、学校には分別の必要性・地球温暖化の話など、環境に関する講座を実施したいと考えています。

具体策の説明は以上となります。

戻りまして、実施計画（案）4の排出方法及び種類別収集方法について(1)のア、イについての変更はありません。

ウとして委託業者の一覧表があります。一般廃棄物収集運搬委託業者は全て未定となっていますが、委託契約を交わしたら未定の部分に委託業者名を記載することになります。その他には、委託区域のところで赤字が多くありますが、これは区域が変わったわけではなく、表記を変更したものです。これまで本庁地区、双海地区、中山地区と表記していたものを、伊予地域、双海地域、中山地域に変更します。それに伴って、上から伊予第1地域、伊予第2地域、伊予第3地域、伊予第4地域、中山地域全域、双海地域全域、伊予地域全域、伊予地域、伊予地域、双海地域となります。

そして、昨年度までの上野地域、中村地域、大平地域という表現は、南伊予地区、北山崎地区、南山崎地区に変更しています。

表下の米印については、種類分別収集は別表2のとおりとさせていただきます。別表2は別表1の裏になりますが、大きな変更はありません。次に別表3をご覧ください。こちらは地名別の収集曜日一覧表になりますが、これについても先に説明したとおり、地域名及び地区名の表記を変更しています。中山地域の燃えるごみは今まで、山間部については週1回の収集でしたが、平成29年度から週2回へ変更します。これによって伊予市全域燃えるごみは1週間に2回の収集となります。

(2) 犬、猫等の死体については、変更ありません。

(3) し尿及び浄化槽汚泥については、イに許可業者の表がありまして、これも先ほどと同様に許可区域の表現を変更しています。

(4) から (6) については変更ありません。

続きまして(7)排出禁止物については、アに産業廃棄物を明記しました。一般廃棄物の処理に関して、産業廃棄物であるものは排出禁止物となるため、改めてここで明示することにしたものです。そして、イが危険性のあるもの、ウが容積、重量が著しく大きく大人1人で収集できないもの、エが有害性のあるもの、オが処理困難物、カが他の法令等で排出処理が指定されているものと並び替えをしました。

イの危険性があるものの中に、毒薬、劇薬を表記しました。これは以前、毒物と表記していたのですが、エの有害性があるものの中に毒劇物とあるので、区別するために、イには、毒薬、劇薬、医療系の毒物について表記し、エには有害性のある毒物・劇物の意味で表記します。カ、その他の法令等で排出処理が規定されているものについては、家電リサイクル法・自動車リサイクル法で指定されているものを明記しています。

5の処分方法の(4)から(6)については、委託業者が決まり次第、その業者名が入ります。

6の一般廃棄物処理業許可業者と7の一般廃棄物処分業者については変更ありませんが、6の一般廃棄物処理業許可業者の(7)一般廃棄物処理許可業者（別表4）これについては最後のページをご覧ください。

別表4は平成28年12月末日現在の一般廃棄物処理業許可業者一覧表となっています。今年度は3月15日まで新規の一般廃棄物処理業の許可申請を受け付けているため、これが現在の一般廃棄物処理業許可業者になります。

補足ですが、地域や地区の表記に変更があったと説明をしましたが、市民の皆様にごどのように影響するかと申しますと、毎年配布しているごみ収集カレンダーの表記が変わることに繋がります。

○事務局

続きまして、し尿及び浄化槽汚泥の見込量について説明いたします。別表1をご覧ください。

下段ですが一般廃棄物の種類（し尿関係）、見込量という表があります。

し尿につきましては2,850トン、浄化槽汚泥については10,070トンとしています。この数量については、先ほど実績報告で説明したとおり、平成24年度から平成27年度の実績をもとに算定いたしました。

し尿については、毎年若干の減少が確認できることから、平成28年度の計画より50トン減少すると見込んでいます。また、浄化槽汚泥につきましては、増減ともに要因があり、減少ばかりではなく、増加することも想定されます。さらに平成28年度の実績把握ができていないことから平成29年度の計画としては、平成28年度と同数を考えています。

ただ、市としては、これまで行ってきた合併処理浄化槽の普及促進に取り組むことはもちろん、後で説明しますが、特に転換につきましては、平成29年度から補助金の額を増額する予定ですので、一層の普及促進に努めてまいりたいと考えています。

また、平成29年度から平成32年度までの間、松山圏域連携事業の中で合併処理浄化槽の普及促進に取り組むこととなっており、松山圏域内の市町及び関係団体共同による普及促進PRイベントが実施される予定となっています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

●会長

実施計画（案）について事務局からの説明でしたが、質問等ありますか。

◎委員

以前に事務局から実施計画の策定にあたっては委員の意見を取り入れたいとの回答があったと思う。行政の予算は前年度に決定するものと思っているが、決定してしまってからこの審議会で意見を言っても、それでは実施計画（案）を追認するだけになってしまうのではないか。本当に意見を活かしていこうと考えているなら、事前に意見を聴取して、計画に反映させていく形にしていかないと、せっかくの審議会が意味のないものになってしまう。今後は会議の持ち方を是非考えていただきたい。

○事務局

ただいま、ご意見のあったことについてですが、平成29年度には市長、市議選が実施される年となっていることもあり、当初予算は骨格予算となっていますので補正予算で政策予算を予算計上する段取りとなっています。この審議会において予算を伴う意見がありましたら、補正予算に反映させたいと思いますので、皆様方の意見をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

●会長

それでは、改めまして意見、質問はありますか。

◎委員

ごみ処理の関係で、説明の中で家庭系のごみについては減少傾向にあるということであったが、事業系が29.2%増加している現状をみると、事業系のごみを如何に減らしていくかが伊予

市の総体的なごみの減少につながると思う。

具体策の中にあるように⑥事業系の一般廃棄物の調査を行い、多量に排出する者に対して減量に対する計画書の提出を求め、減量や再利用へ誘導するとあるが、事務局として具体的な対応があれば聞かせてもらいたい。

○事務局

ご指摘のとおり、事業系ごみが見込量に対してかなり増加しており、700トンほど多い状況となっています。そして、全体で見ると、紙類の団体収集分397トンを計上していなかったこともありまして、見込量と比較して1,000トンほど増加しています。やはり見込量をオーバーしているのは、事業系ごみの増加が原因といえます。

そこで、事務局としても事業系ごみの量や流れをどのように把握するか今検討をしているところです。

先に説明しました（別表4）一般廃棄物処理業許可業者一覧表にあるように、これだけの業者に伊予市は許可をしております。市内のごみは、この許可業者によって収集され尽くしていることになります。事業系ごみを把握する一つの方法としては、この許可業者に対して、どの事業者から収集して、どれだけのごみをどこに持ち込んだかという実績報告の提出を求めることが挙げられます。市が許可を与えている関係で、実績報告の提出依頼をかけることは可能であり、それによって、家庭系ごみはもとより、事業系のごみの量や流れを把握することができると考えます。排出する事業者が把握できれば、大量排出をする事業者に対して、減量や再利用に向けた計画の提出を求めているというというのが、今の事務局の考えでございます。

●会長

許可業者に対しての調査と合わせて、大量排出する事業者に減量や再利用についての計画を提出させることを事務局として検討しているということであった。

まずは、事業系ごみについてしっかりと調査し、合わせて減量というものを市民だけではなく事業者にも理解してもらおうということを行政の立場から進めていっていただきたい。

他に質問ありますでしょうか。

◎委員

具体策の中の⑤で生ごみの削減のための段ボールコンポストの普及を図る。としているが、各地でやっている料理教室に参加する主婦の方などに普及させていくと伊予市全体に普及するのではないかとと思われる。段ボールといえどもお金が必要なことなので、予算の関係からなかなか難しい面があると思う。積極的に推進していこうと思うなら、来年度は料理教室で実施することを具体的に検討してはどうか。

◎委員

昨年度に友人を30人程度集めて料理教室を実施した際に、段ボールコンポストの講習を行った。これについては、講習を実施するだけでは意味がなく、その後どのようなようになったかが大事

である。料理教室に参加した友人に聞き取りを行うと、1人住まいであれば、生ごみをかなり減らすことができ、ごみ袋の使用枚数が減ったという方もいた。このように追跡調査を行い、結果を確認することが必要だと思う。またどのような形でも構わないので、実際に使用した方から感想や意見などを発信してもらうことが次に繋がる大事な方法だと思う。

また生ごみ処理して作った堆肥をどうするかという問題がある。花を育てている方であれば花に与えたり、田舎であれば畑などの肥料として使用することができる。しかし、そのような方法により処理できない方もいると思う。そこで堆肥化できたものをどうするのか、市はそういうところまで考えていくべきである。生ごみは毎日出てくるものなので、コンポストからできる堆肥についても同じである。例えば農協当たりで買い取ってもらい農家の人に販売するなど、循環システムを構築することを考えないといけない。

段ボールはあまり費用もかからないし、電気式の生ごみ処理機のように電気も必要としない。毎日生ごみを投入し、かき混ぜさえすれば、非常にいい堆肥ができる。しかし、それを怠ってしまうと上手くいかないのが段ボールコンポストの難しいところだと思う。子供から始まって親御さんそして、主婦というように対象者をいろいろ変えてみたりして、最終的には地域で取り組んでいけたら良いと考えてる。それが検討課題ですね。

●会長

意見のとおり、職員による出前講座を実施するだけでなく、追跡調査を行うなど今後につなげるようなやり方も検討していただければと思う。

それでは報告事項①については終了させていただき、次の②伊予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱について、事務局から説明願う。

○事務局

伊予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部改正について、報告いたします。

平成27年度の審議会において御意見をいただいております補助金の増額及び単独での整備が困難な地域の普及促進について検討を行い、今回伊予市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を一部改正しました。

別紙1をご覧ください。

改正部分については赤字で表示しています。

まず、補助金の増額についてですが、5ページの別表第2のところになります。

新築等につきましてはこれまでと同じ金額となっております。

転換につきましては、補助基本額を限度とすると記載されておりますが、補助基本額とは国の交付金基準です。今回要綱の第2条第1項(2)を改正し、窒素またはリン除去能力を有する高度処理型に限定することにより、国の基準額がこれまでより増額されるため、伊予市の補助金についても増額することになります。5ページになりますが、5人槽が、33万2,000円から44万4,000円、7人槽が41万4,000円から48万6,000円、それから10人槽が54万8,000円から57万

6,000円へと変更になります。

今回、窒素またはリン除去能力を有する高度処理型に限定することに関しまして、各メーカーや団体へ調査を行い、現在では高度処理型以外の浄化槽は流通しておらず、市民への影響がないことを確認しています。

次に、単独での整備が困難な地域の普及促進について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

先ほどの要綱第2条第1項(2)を一部改正し、今回新たに複数戸で設置する浄化槽についても補助対象とすることとし、追記しています。これらの改正により、より一層の合併浄化槽の普及促進を図ってまいりたいと考えています。

以上、報告とさせていただきます。

●会長

このことについて、質問、意見ありますか。

◎委員

確認だが、前年度に個人設置型の一本化すると決定したということだが、現在はどういう状況なのか。

○事務局

指摘いただきましたとおり、浄化槽整備については個人設置型に一本化するという答申をいただきました。市町村設置型整備事業に関しましては、対象地域が双海地域、中山の一部地域となっております。その対象地域の住民に対して、事業は平成28年度で終了するため、お申し込みは9月末までというパンフレットの配布及びホームページで周知しました。先ほど説明しました要綱が4月1日からの施行予定となっておりますので、個人設置型への一本化については、平成29年度から正式に実施することになります。

●会長

事務局の説明のとおり、一本化については混乱のないようお願いします。

この件について他に質問等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、(5)今後の審議日程について説明願う。

○事務局

伊予市の一般廃棄物処理の基本計画が平成26年度策定ということで、早くも3年が経過しようとしています。国が定めたごみ処理及び生活排水処理の基本計画の策定指針のなかでは、目標年次を10年から15年先に定めて、おおむね5年ごとに改定するということがうたわれています。計画策定の前提となっている諸条件、これに大きく変動があった場合には、見直しを行う

こととなります。そういった見直しのなかには、市町村合併であったり、実施計画の見込みと実績に大きな乖離が生じた場合や新たな目標設定に向けた検討が必要となった場合などが挙げられます。そのため今後においても実施計画の進捗状況を報告させていただくため、少なくとも年に1回は開催することを考えているところです。

会議は1回、2時間程度を予定しており、開催時間については今日のように平日の昼間を希望しますが、皆様のご都合によっては夜間開催も可能です。来年度は3回分を現在予算計上しています。今年度は2回分の予算を取っておりましたが、残り期間の都合もありますので、本日いただいた貴重な意見等は、事務局で、できる範囲で取り入れ、組み込んだ形で実施計画を策定しようと考えていきますので、ご理解いただければと思います。

審議予定については以上となります。

●会長

事務局から本日の意見等を反映した形で計画するとの報告がありました。そのあたりについては事務局に一任し、今年度の審議会は今回で終わりということではよろしいでしょうか。次年度は3回を予定しているということなので、もし事務局が計画策定のなかで、どうしても審議会を開く必要があるのであれば開催し、なければ考慮していただき途中の段階、時期については、夏ぐらいを目処に審議にあった事業系ごみの把握についての中間報告等をする。そして今の時期に今回と同様の報告を行う。そのような流れでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは、異議なしということですので、事務局には今回の意見を踏まえた計画を策定してもらいたいと思う。

何か意見等ありますか。

◎委員

市民に対する分別等の啓発活動も難しいと思うが、事業者に対してはどうか。

○事務局

事業系のごみに関しましては、これまで把握ができておりません。まずごみの流れを調査し把握した上で、事業者に対して啓発していくこととなりますが、事業者がどこまで対応してもらえるものなのか分からない状況だといえます。事業者は利益を求めるために事業活動をしていますが、企業責任というものもあるためリサイクルを積極的に取り組んでいることも考えられます。反対に、大量に排出する事業者でありながら全く取り組んでないこともあるかもしれません。

事業系のごみに関しては、現時点ではこれからという認識を持っていただければと思います。

◎委員

企業活動は、何事もコンプライアンスに重点を置いてやっている時代だから、ごみ処理の面においても気をつけていくべきだと思う。

●会長

この環境審議会というもののあり方が、次第に分かってきたのではないかと思います。委員も事務局も交代しながらになりますが、引き継ぎをしっかりと行っていただきまして、次年度は、まず事業系のごみの早期把握を重点的にやっていければと思います。また、段ボールコンポストや資源の再利用化については引き続き課題として考えていくことであると考えます。

それでは、今日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして第1回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしました。

本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

<午後4時6分 閉会>